

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年 5月26日
【会社名】	新東株式会社
【英訳名】	SHINTO COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 達也
【本店の所在の場所】	愛知県高浜市論地町四丁目7番地2
【電話番号】	(0566)53-2631(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 渡邊 和夫
【最寄りの連絡場所】	愛知県高浜市論地町四丁目7番地2
【電話番号】	(0566)53-2631(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 渡邊 和夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年5月26日開催の取締役会において、平成26年7月1日を効力発生日とし、当社を存続会社、当社の連結子会社である新東ルーフ株式会社（以下、新東ルーフという）を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、平成26年5月26日付けで合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

（1）当該吸収合併の相手先についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新東ルーフ株式会社
本店の所在地	愛知県高浜市論地町五丁目6番地71
代表者の氏名	代表取締役社長 石川 達也
資本金の額	10百万円
純資産の額	104百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	135百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	屋根工事

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成23年6月期	平成24年6月期	平成25年6月期
売上高（千円）	188,159	139,738	176,037
営業損失（ ）(千円)	10	9,925	10,940
経常利益又は経常損失（ ）(千円)	149	6,367	10,840
当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	33	6,467	24,810

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

新東株式会社 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、新東ルーフの発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役3名が同社の取締役を、監査役1名が同社の監査役を兼任しております。
取引関係	当社との間で、業務委託契約及び不動産賃借契約の取引があります。

（2）当該吸収合併の目的

当社グループとして、経営の合理化と効率化を図り、経営基盤をより強化するため、新東ルーフを吸収合併することといたしました。

（3）当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当の内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、新東ルーフは解散します。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第3項、新東ルーフにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく合併であるため、株主総会の承認を得ず、合併を実施いたします。

吸収合併に係る割当の内容

新東ルーフは当社の100%子会社であるため、本合併による新株の発行及び資本金の増加はありません。

その他の吸収合併契約の内容
 吸収合併契約の内容につきましては、後記の合併契約書の通りであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新東株式会社
本店の所在地	愛知県高浜市論地町四丁目7番地2
代表者の氏名	代表取締役社長 石川 達也
資本金の額	412百万円
純資産の額	3,254百万円(平成26年3月31日現在)
総資産の額	8,855百万円(平成26年3月31日現在)
事業の内容	瓦の製造及び販売

合併契約書

新東株式会社(住所は愛知県高浜市論地町四丁目7番地2。以下「甲」という)と新東ルーフ株式会社(住所は愛知県高浜市論地町五丁目6番地71。以下「乙」という)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

第2条(合併に際して交付する金銭等の内容及びその割当)

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、合併による新株式の発行及び資本金の増加を行わない。

第3条(増加すべき資本金及び資本準備金の額等)

合併により、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第4条(合併承認総会)

甲は、会社法第796条第3項の規定により、合併契約の株主総会の承認を得ないで合併を行う。

乙は、会社法第784条第1項の規定により、合併契約の株主総会の承認を得ないで合併を行う。

第5条(効力発生日)

効力発生日は、平成26年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条(財産及び権利義務の引継ぎ)

乙は、平成26年5月26日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はそれを承継する。

第7条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条(従業員の処遇)

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引継ぐものとする。なお、詳細については甲乙協議の上決定するものとする。

第9条(解散費用)

乙の解散のために要する費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、もしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成26年5月26日

（甲） 愛知県高浜市論地町四丁目7番地2
新東株式会社
代表取締役 石川 達也

（乙） 愛知県高浜市論地町五丁目6番地71
新東ルーフ株式会社
代表取締役 石川 達也

以上